

建設部所管ダムにおける土砂採取希望者公募要項

(天竜川水系 一級河川 松川 松川ダム)

令和 7年 3月

長野県飯田建設事務所

第1 趣旨

この公募要項は、「建設部所管ダムにおける公募型土砂採取試行要領」（平成27年12月4日制定）に基づき、長野県が管理する 一級河川松川 松川ダムの土砂等の堆積がダム管理上支障となっている箇所において、維持管理経費の削減と資源の有効活用を図るため、河川法（昭和39年法律第167号）第25条及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の許認可を受けて土砂等の採取を希望する者（以下「採取希望者」という。）を公募することについて、必要な事項を定めるものである。

第2 採取希望者の資格

採取希望者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 長野県知事から砂利採取法第3条の登録を受けている者又は登録を受ける見込みがある者であること。
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2の各号の規定に該当しないこと。該当する場合は、その事実があった後2年を経過していること。
- (4) 採取申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法（昭和24年法律第100号）及び採石法（昭和25年法律第291号）に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

第3 公募対象箇所及び採取期間等

- (1) 河川及びダムの名称
天竜川水系 一級河川 松川 松川ダム
- (2) 採取の場所
左岸 飯田市上飯田8181-27（別添位置図及び平面図のとおり）
- (3) 採取に係る土地
別添平面図のとおり
- (4) 採取すべき土砂等の概算数量
約1,000m³
- (5) 掘削の深さ
平均掘削深1.0m
- (6) 採取の期間
許可の日から令和7年9月30日まで

(7) 採取にあたっての条件

ア 施工箇所について

松川ダム貯水池内においては、公募採取場所以外の範囲で下記の貯水地掘削工事を実施中である。採取にあたっては、施工業者と十分な調整を行うこと。

・令和6年度国補ダム建設（治水ダム）工事

松川ダム（再開発） 飯田市 松川ダム1工区

イ 上記アの施工箇所における工事用道路については、利用は可能であるが、施工業者と調整を行うこと。その他の必要な仮設については、採取業者で行うこと。

ウ 施工箇所は、図面に示した貯水池掘削土の仮置き土を予定しているが、上記アの施工状況及び土質状況により協議のうえ貯水池内の他の仮置き土とする場合もある。

エ 採取土の搬出について

採取土の搬出については、運搬経路及び通行方法等について、通行区間となる地元地区と遵守する事項を定めて搬出を行っている。運搬計画については、地元と十分な調整を実施して搬出すること。

オ 水質汚濁には十分配慮すること。

カ 採取土の運搬は、十分な水切り後に行うこと。

キ 使用機材、重機等の置き場所には十分配慮し、豪雨等による急激な出水や水位上昇に備えること。

第4 公募期間及び採取申込み手続き

(1) 公募期間は、次のとおりとする。

令和7年3月5日（水）午前8時30分から

令和7年3月14日（金）午後5時まで（郵送の場合は締切日必着のこと）

(2) 採取希望者は、「採取申込書」（様式第1号）、「採取計画概要書」（様式第2号）及び必要書類（以下「申請書等」という。）を長野県飯田建設事務所長（以下「所長」という。）に提出すること。

申込書等の提出先、提出期限及び提出方法は、次のとおりとする。

ア 申込書等の提出先

〒395-0000 飯田市上飯田8181-27

松川ダム管理事務所 担当 宮澤 仁

電話：0265(23)0622 FAX：0265(23)0621

イ 申込書等の提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時（郵送の場合は締切日必着のこと）

ウ 申込書等の提出方法

書面により、アに定める提出先に持参又は郵送して提出すること。

なお、持参する場合は、(1)に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時までとする。

第5 公募関係図書の閲覧

公募期間中、関係図書（平面図、横断図等）を閲覧に供するものとする。

(1) 閲覧期間

令和7年3月5日（水）から令和7年3月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 閲覧場所

松川ダム管理事務所

(3) 閲覧方法

閲覧場所において、担当職員に閲覧を申し出るものとする。

(4) ホームページの掲載

令和7年3月5日（水）から下記に掲載します。

飯田建設事務所ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/iidaken>

松川ダム管理事務所ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/matsukawadamu>

第6 本要項に対する質問等

本要項に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。

(1) 受付期間

令和7年3月5日（水）午前8時30分から令和7年3月13日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

第4(2)アに定める提出先とする。

(3) 提出方法

質問書（任意様式）に、質問内容、質問者の氏名、担当部署、電話番号及びFAX番号を明記の上、持参又はFAXにより提出するものとし、FAXによる場合は、FAX発信後に電話により着信確認を行うこと。

なお、持参する場合は、(1)に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答

所長は、質問に対して速やかに回答するとともに、回答書は、第5(2)及び(4)に定める閲覧場所で第4(2)イに定める期限まで閲覧に供するものとする。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

第7 採取予定者の決定

所長は、採取希望者から提出された申込書等の内容に関して、次の項目について総合的に適格審査を行い、適格と認められた者の中から1者を採取予定者として決定する。適格と認められた者が2者以上あるときは、当該採取希望者にくじを引かせて採取予定者を決定する。なお、当該採取希望者がくじ引きに参加できないときは、当該事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

- (1) 採取希望者の協同化等の状況
- (2) 採取した土砂等のうち、コンクリート用骨材、土木資材及び建築資材その他として有用な砂利の処理方法
- (3) 土砂等の掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む）及び不用残土等の処理方法
- (4) 採取した土砂等の用途（自家消費又は他者への有償供給の別、及び公益性等）
- (5) 施工方法等工程全般からみた環境への配慮及び出水時の対応を含む安全対策

第8 申込書等に関するヒアリング

所長は、提出された申込書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申込書等の内容に関するヒアリングを実施する。

第9 採取予定者の決定及び通知

所長は、申込書等を提出した者に対して、採取予定者の決定結果を様式第3号及び第4号により通知するものとする。

第10 採取予定者の公表

所長は、採取予定者の決定後、採取予定者名等を第4(2)アに定める提出先において閲覧に供するものとする。

第11 土砂等の採取に係る許認可手続き

採取予定者は、測量等により土砂等の採取量及び種別を確定し、所長に対し、河川法第25条の規定による土石の採取の許可及び砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可の申請手続きを速やかに行うこと。

第12 土砂等の採取に係る許認可に当たって付される主要な条件

- (1) この公募要項による土砂等の採取は、ダムの堆積土砂等の除去を目的とすることから、第3に示した公募対象箇所の採取すべき土砂等を全て採取すること。また、採取が完了した場合、所長が指示する図書を作成・提出し、完了の確認を受けること。
- (2) 土砂等の採取のための掘削工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成13年6月1日付け環境省環廃産第276

号)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号)に準拠し、採取予定者の費用において適正に処理すること。

(3) 土砂等の採取のための掘削工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に準拠し、採取予定者の費用において適正に分別・再資源化等を行うこと。

(4) 土砂等の採取及び運搬により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取予定者の責任において解決すること。

第13 その他

(1) この公募要項による土砂等の採取は、河川法第20条の規定による河川管理者以外の者が行う河川の維持に該当するが、河川法施行令(昭和40年2月11日政令第14号)第12条において承認を要さない行為としている「草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持」と解し、河川法第20条の規定による河川管理者以外の者が行う河川の維持に係る承認は、不要とする。

(2) この公募要項による土砂等の採取は、河川法施行細則(昭和40年3月31日長野県規則第24号)第5条第2項の規定により、採取予定者からの減免申請に基づき土石採取料を免除する。

(3) 公募対象箇所の試掘を希望する者は、松川ダム管理事務所の担当職員の立会のもと、自らの費用で試掘を行うことができる。

(4) 提出された書類等は、返却しない。

(様式第1号)

採取申込書

令和 年 月 日

長野県飯田建設事務所長 様

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

一級河川松川 松川ダムにおける土砂等の採取について、公募要項記載の条件を承諾し、別紙「採取計画概要書」のとおり採取を希望するので、申込みます。

(様式第 2 号)

採取計画概要書

氏名又は名称 (砂利採取業者登録年月日及び登録番号)	()
住所又は所在地	
代表者氏名	
担当部署 担当者名 連絡先 (電話番号)	
砂利採取業務主任者 (資格取得年月日及び登録番号)	()
採取について保証を受ける見込みのある砂利採取業者 (協同組合等団体以外の場合のみ記載)	※ 2 者以上を記載
採取する場所	
採取する土砂等の概算数量	
採取する期間	
1 日の採取時間	時 分 ~ 時 分 (1 日 時間 分)
採取した土砂等の処理方法 (有用砂利の歩留、骨材等として有用な砂利の混合比率、骨材の粗粒率、実積率等の見込みその他処理方法)	
掘削 (採取) ・運搬・洗浄選別の方法 (工程を含む) 及び掘削 (採取) 等のための設備その他の施設	

洗浄選別後の不用残土等の処理方法	
採取した有用砂利等の用途・使用方法	
採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設	※出水時の対策等があれば具体的に記入
濁水防止の方法	※濁水が発生した時の対策等があれば具体的に記入
採取した土砂等の水切りの方法及び施設	
採取した土砂等の搬出方法及び経路	※国県道及びプラントまでの経路を示した地図を添付
運搬車の稼働時間	時 分 ～ 時 分 （1日 時間 分）
プラントの所有状況	所在地
	自己所有（新設・改修・既存）
	貸借（所有者住所氏名： ）

※ 工程表を添付すること。

※ 必要に応じて図面等を添付すること。

※ 本様式に記載しきれない場合は、適宜別紙を作成する等により対応すること。

(様式第3号)

建第 号
令和 年 (年) 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

長野県飯田建設事務所長

一級河川松川 松川ダムにおける土砂等の採取予定者の決定について (通知)

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記ダムにおける土砂等の採取希望については、別記条件を付して貴殿を採取予定者として決定したので通知します。

については、河川法第25条の規定による土砂等の採取の許可及び砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可の申請手続きを速やかに行ってください。

なお、申請手続きや添付図書等について不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

問合せ先

担 当 長野県松川ダム管理事務所 ○○、○○

電 話 0265-23-0622

F A X 0265-23-0621

E-mail matukawadamu@pref.nagano.lg.jp

(別記条件)

- 1 本事業は、堆積土砂等の除去を目的とすることから、公募要項第3に示した公募対象箇所の採取すべき土砂等を全て採取すること。また、採取が完了した場合、所長が指示する図書を作成・提出し、完了の確認を受けること。
- 2 事業実施にあたり、公募要項第3に示した施工条件と施工現場の状況が一致しない場合又は予期することのできない特別の現場状況が生じた場合は、その旨を所長に協議し、その指示に従うこと。
- 3 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平日日没後の作業は禁止する。

(様式第4号)

建第 号
令和 年 (年) 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

長野県飯田建設事務所長

一級河川松川 松川ダムにおける土砂等の採取予定者の決定について (通知)

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記ダムにおける土砂等の採取希望については、審査 (抽選) の結果、貴殿を採取予定者として決定するに至りませんでしたので通知します。

なお、不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

問合せ先

担 当 長野県松川ダム管理事務所 ○○、○○

電 話 0265-23-0622

F A X 0265-23-0621

E-mail matukawadamu@pref.nagano.lg.jp